

米知財ライセンス・ガイドライン改正案、大筋で現状維持

藤野仁三

米法務省(DOJ)と連邦取引委員会(FTC)は2016年8月12日、「知的財産ライセンスのためのガイドライン改正案」を発表した。今回の改正案は、基本的に1995年に公表された現行ガイドライン(「1995年ガイドライン」)の大枠を踏襲しつつ、一部の内容を差し替えるもの。一般からの意見を踏まえ、最終的には年明けの発表になると思われる。¹

1995年ガイドラインは、反トラスト法執行当局によりある行為が反競争とみなされるかどうかを事業者に予測できるようにするために仮想事例を含めて公表されたもの。判断基準は行為の合理性であり、「反トラスト法との関係で知財を特別扱いたくない」、「知財の市場支配力を推定しない」、「知財ライセンスは競争促進的である」—の3つの原則が掲げられている。

1995年ガイドラインの公表後、知財権と反トラスト法の関係について、FTCの報告書(FTC IP Report; 2003, 2007, 2009, 2011他)などにより新しい解釈や方針が提示されていたが、連邦最高裁が関連判例を変更したこともあり、今回、一部規定の改正となったもの。

ガイドライン改正案は6章構成で、全37頁から成る。その内容は、判例の更新や表記の修正があるものの、大筋では1995年ガイドラインの規定がそのまま残されている。ただ、市場支配力や価格固定については、最高裁の判例変更に伴い、関連規定が変更されている。また、11項目の仮想事例のうち1項目(No. 3)が削除されている。

以下、今回の改正案全体を概観する。

1. 改正ガイドライン概要

第1章は、知的財産保護と反トラスト法が共にイノベーション推進の両輪であるとの反トラスト法執行当局の基本的な認識を明示する。

第2章は、知財取り扱いの3原則、つまり「反トラスト分析においては、知的財産権は基本的に他の財産権と同様のものとして取り扱われる」、「知的財産権の存在そのものにより反トラスト法的な市場支配力を生じるとの推定は行われなければならない」、「知的財産権のライセンスは一般的に競争促進効果をもつ」を確認する。その上で原則適用のための分析基準、例えば知的財産と市場支配力、ライセンスの競争促進効果などを解説している。

第3章は、反トラスト法違反のおそれのあるライセンスの類型を解説する。市場分割や価格固定などをもたらす規制条項に競争阻害効果があれば、その条項は違法性が問われることになる。当局は、市場を「製品市場」、「技術市場」、「技術開発市場」に分けて違法性を審理する。製品市場では別途「合併ガイドライン」(Merger Guidelines (2010))も適用される。

仮想事例②は、医薬品の製法特許をもつ別企業が共同で同じ効果をもつ医薬品を製造した場合、そして仮想事例③はペットボトル用の生分解性プラスチック材料の共同研究開発契約の場合の違法性を検討する。仮想事例④、⑤、⑥では、水平・垂直関係

にある当事者間の合意がどのような場合に競争制限とみなされるかが例示されている。第3章は、基本的に1995年ガイドラインの内容がほぼそのまま残されている。

第4章は、合理の原則によるライセンス契約評価のための一般原則を説明する。ライセンサーやライセンシーの間の排他的ライセンスに反競争的な水平的・垂直的協調が無ければ、原則として違法性は問われない。

仮想事例⑦は、製造能力のない研究所が製造会社に排他的ライセンスをした場合、契約に競争規制の条項があったとしても違法性はないことを例示する。

ライセンサーとライセンシーの関連市場の占有率が20%未満であれば「セーフティ・ゾーン」にあると見做される。この数値も1995年ガイドラインと変わりはない。

第5章は、第4章の一般原則をライセンス契約に適用した場合の違法性を分析する。具体的には、「水平的規制」、「価格維持」、「抱き合わせ」、「排他的取引」、「クロスライセンス」、「パテントプール」、「グラントバック」、「知財権の買収」などを項目別に検討する。

「価格維持」(1995年ガイドラインでは「再販売価格維持」と表記されている)は、従来、当然違法とされていたが、2007年の最高裁判決により、合理の原則に変更された。これを受け、今回、ガイドラインの内容が一部変更されている。

仮想事例10は、特定の疾病の治療薬を開発した会社がFDAの販売承認を得る間際になって、唯一の治療薬販売企業に新しい治療薬の特許ライセンスを許諾した場合の違反性の有無を検討する。

第6章は、無効または無効理由の明らかな特許を行使することが反トラスト法違反になることを明らかにする。特許出願時における特許庁に対する公知例の開示義務違反は、権利行使の段階で違反性を問われる場合がある。

2. 改正項目の検討

1) 「市場支配力」の認定基準

連邦最高裁は2006年、「イリノイ・ツール・ワークス事件判決」で、抱き合わせ規定の違法性について、特許保有が市場支配力を推定させるとするこれまでの判例を変更して、判定基準を「合理の原則」によることを明らかにした。学説や競争政策ではこれは当然視されていたが、最高裁の判例では「当然違法」とされていた。今回、特許の保有そのものは市場支配力を構成しないと解釈に変更された。²

2) 「価格固定」の違法性基準

連邦最高裁は2007年、「リージョン事件判決」で、小売店に対する再版価格固定の違法性を「合理の原則」で判断する旨の判例変更を行った。これまで小売店に対する販売価格上の垂直的規制は当然違法とされていたが、それが見直されたもの。それを受けて、今回のガイドラインの内容も見直された。³

3) 引用例の更新

今回の改正案では、1995年ガイドライン公表以降に発表された審判決例も更新されて引例されている。

改正案に対し24件の意見が寄せられた。その多くが、FRAND宣言した標準必須特許(SEP)行使の反トラスト法違反問題についての規定を入れるべきだと指摘した。今後、

FTCがこの点についてどのように対応するかが注目される。

なお、EUでは2014年に、日本では2016年1月に、それぞれ修正されたライセンス・ガイドラインがすでに公表されている。

(*東京理科大学嘱託教授)

¹規定の新旧の対象は以下から確認できる。
<https://www.justice.gov/atr/file/883951/download>

² Illinois Tool Works, Inc. v. Indep. Ink, Inc., 547 U.S. 28 (2006)。本件の評釈は以下を参照されたい。

<https://www.waseda.jp/foaw/icl/assets/uploads/2014/05/A04408055-00-042020289.pdf>

³ Leegin Creative Leather Products, Inc. v. PSKS, Inc., 551 U.S. 877 (2007)。本件の日本語での評釈は以下を参照されたい。

<https://www.waseda.jp/foaw/icl/assets/uploads/2014/05/A04408055-00-041010228.pdf>